

○出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)新旧対照表(抄) 【在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化関係】

第一条改正後

現行

別表第一(第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八関係)

別表第一(第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八関係)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留資格	本邦において行うことができる活動
留 学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	留 学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動
(削る)	(削る)	就 学	本邦の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く)若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(一の表の技能実習の項の下欄第一号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。)	研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。)
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格(外交、公用技能実習及び短期滞在を除く。)をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格(外交、公用及び短期滞在を除く。)をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年七月十五日法律第七十九号)(抄)

附 則

(第一条の規定による入管法の一部改正に伴う経過措置等)

第五条 (略)

2 第三号施行日前に旧入管法別表第一の四の表の就学の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、改正入管法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該就学の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。